



1. 歯科医師法の概要

(1) 歯科医師法および関連身分法制定の歴史

1906 (明治39) 年に「旧医師法」と「旧歯科医師法」が制定され、わが国は先進諸国の大方と同様、医科歯科二元の道を歩むことになった。1948 (昭和23) 年に新たに現在の「医師法」、「歯科医師法」が制定された。また、「歯科衛生士法」は1948 (昭和23) 年に「保健所法」の改正に合わせて制定され、「歯科技工法」は1955 (昭和30) 年に成立、1994 (平成6) 年に「歯科技工士法」という身分法に変更された。

(2) 歯科医師の任務 (1条)

「歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする」とうたわれており、その表現は「医師法」の医師を歯科医師と読み替えた表現とまったく同じである。

(3) 免許 (2条)

歯科医師になろうとする者は、歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

(4) 欠格事由

a. 絶対的欠格事由 (3条)

絶対的欠格事由とは、歯科医師免許が与えられない絶対的な法的要件のことである。未成年者、成年被後見人または被保佐人がこれに当たる。

b. 相対的欠格事由 (4条)

相対的欠格事由とは、その程度によっては歯科医師免許が与えられないことがあることを示し、次の4つが判定対象である。

- ① 心身の障害 (厚生労働省令で定める)
- ② 麻薬、大麻またはあへんの中毒者
- ③ 罰金以上の刑に処せられた者
- ④ 医事に関し犯罪または不正のあった者

(5) 歯科医籍 (5条)

厚生労働省に歯科医籍を備える。登録年月日、免許取消等の処分に関する事

項が登録される。

(6) 免許証の交付および届出 (6条)

免許は歯科医師国家試験に合格した者の申請により歯科医籍に登録することによって行い、歯科医籍に登録されないと、国家試験に合格しただけでは無免許となる。厚生労働大臣は免許を与えたときは歯科医師免許証を交付する。免許証は歯科医籍に登録されないともらえないのである。

(7) 免許の停止・取り消し (7条)

歯科医師が絶対的欠格事由に該当するときは、厚生労働大臣はその免許を取り消し、相対的欠格事由のいずれかに該当し、または歯科医師としての品位を損するような行為のあったときは、厚生労働大臣は次に掲げる処分をすることができる。

- ① 戒告
- ② 3年以内の歯科医業の停止
- ③ 免許の取り消し

取り消し処分を受けた者であってもその取り消しの理由となった事項に該当しなくなったとき、その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至ったときは、再免許を与えることができる。また、厚生労働大臣は、処分をなすに当たっては、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

(8) 再教育研修 (7条の2)

厚生労働大臣は、戒告・歯科医業の停止の処分を受けた歯科医師または再免許を受けようとする者に対し、歯科医師としての倫理の保持または歯科医師として具有すべき知識および技能に関する研修として厚生労働省令で定める再教育研修を受けるよう命ずることができる。厚生労働大臣は、再教育研修を修了した者について、その申請により、再教育研修を修了した旨を歯科医籍に登録する。

(9) 歯科医師国家試験

a. 試験の内容 (9条)

歯科医師国家試験は臨床上必要な歯科医学および口腔衛生に関して、歯科医師として具備すべき知識および技能について行う。

b. 歯科医師試験委員 (24条)

毎年1回実施されている歯科医師国家試験は、厚生労働省 (医政局医事課試験免許室) を事務局として、厚生労働大臣から委嘱された全国の歯科大学の歯科医師試験委員 (非常勤の国家公務員) が、多くの協議を重ねて作成され出題されている。

Side memo

歯科医師法の構成

- 1. 総則
- 2. 免許
- 3. 試験
 - 3-2. 臨床研修
- 4. 業務
- 5. 歯科医師試験委員
 - 5-2. 雑則
- 6. 罰則

医科歯科二元論

医業を医師が、歯科医業を歯科医師が行う業務独占行為として養成および業をなす法体系の概念をいう。これに対して医師、歯科医師の区別をしない法体系の概念が医科歯科一元論である。国際的にみて二元方式が大勢を占めている。

成年被後見人、被保佐人

各人の多様な判断能力および保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする制度とするため、補助・保佐・後見の制度に改められた (民法第7条)。

成年被後見人の定義を「精神上の障害により、事理を弁識する能力を欠く者」とし、被保佐人 (保佐される人) を「精神上の障害により、事理を弁識する能力が著しく不十分な者」としている。

さらに被補助人制度を新設し、被補助人の定義を「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な者」としている。

医道審議会 (厚生労働省設置法第10条)

医師、歯科医師は、刑事事件や保険診療における悪質な不正請求などを起こした場合は刑事罰、民事上の責務以外に免許の取り消しや期間を定めての業務停止といった行政的な不利益処分を受ける。厚生労働大臣は諮問機関である医道審議会 (医道審議会医道部会) にはかつて処分を決定し公表する。これまではその情報収集の困難性などの理由から刑事罰が確定した場合を扱うのが原則であったが、最近の頻発する医療過誤、診療録の改ざんなどに対する世論の批判に対応して、医事に関する重大な犯罪や不正行為事件の場合は最終判決を待たずに医道審議会にはかる例が出現してきた。なお、看護師、診療放射線技師、歯科衛生士など、ほかの医療関係職種に関しても医道審議会ではないが、厚生労働省が医道審議会と同様の行政処分を徹底して実施する方向にある。